

第9期 彦根市高齢者保健福祉計画 介護保険事業計画

計画期間：令和6年度(2024年度)～令和8年度(2026年度)



地域の支え合いの中で
高齢者が生きがいを持って暮らせるまちづくり

令和6年(2024年)3月

彦 根 市



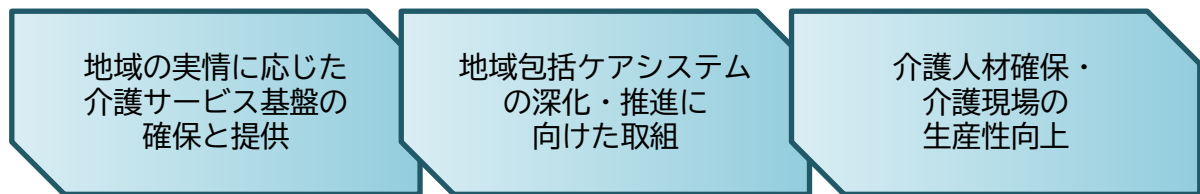
計画策定の趣旨

はじめに

介護保険制度は、平成12年度(2000年度)に創設されてから24年経過し、要介護高齢者や認知症高齢者数の増加、介護保険サービスの利用の定着化など、社会情勢の変化に合わせて制度の見直しを繰り返してきました。

「第9期彦根市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」は、いわゆる「団塊の世代」が後期高齢者となる令和7年(2025年)を計画期間内に迎え、さらにその先、高齢者の数がピークとなる令和22年(2040年)を見据えて、地域包括ケアシステムの更なる深化・推進に取り組むことで、地域共生社会の実現に向かって策定するものです。

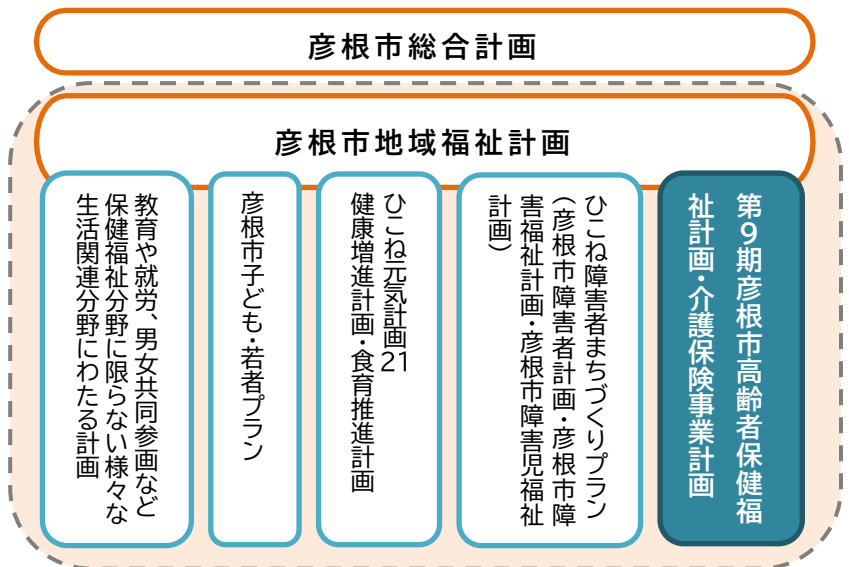
計画のポイント



計画の位置付けと期間

計画の位置付け

本計画は、「彦根市総合計画」に基づく分野別計画の一つで、地域福祉の基本計画である「彦根市地域福祉計画」を踏まえ、本市における高齢者の保健・福祉に関する基本的な考え方および施策を示すものです。



計画の期間

計画期間は、令和6年度(2024年度)から令和8年度(2026年度)までの3年間と定めます。

年度	H30 (2018)	H31/R1 (2019)	R2 (2020)	R3 (2021)	R4 (2022)	R5 (2023)	R6 (2024)	R7 (2025)	R8 (2026)	R9 (2027)	R10 (2028)	R11 (2029)	...	R22 (2040)
計画期間	2025年を視野に入れて取り組む計画													
	2040年を視野に入れて取り組む計画													
	第7期計画			第8期計画			第9期計画			第10期計画				
			見直し			見直し			見直し			見直し		

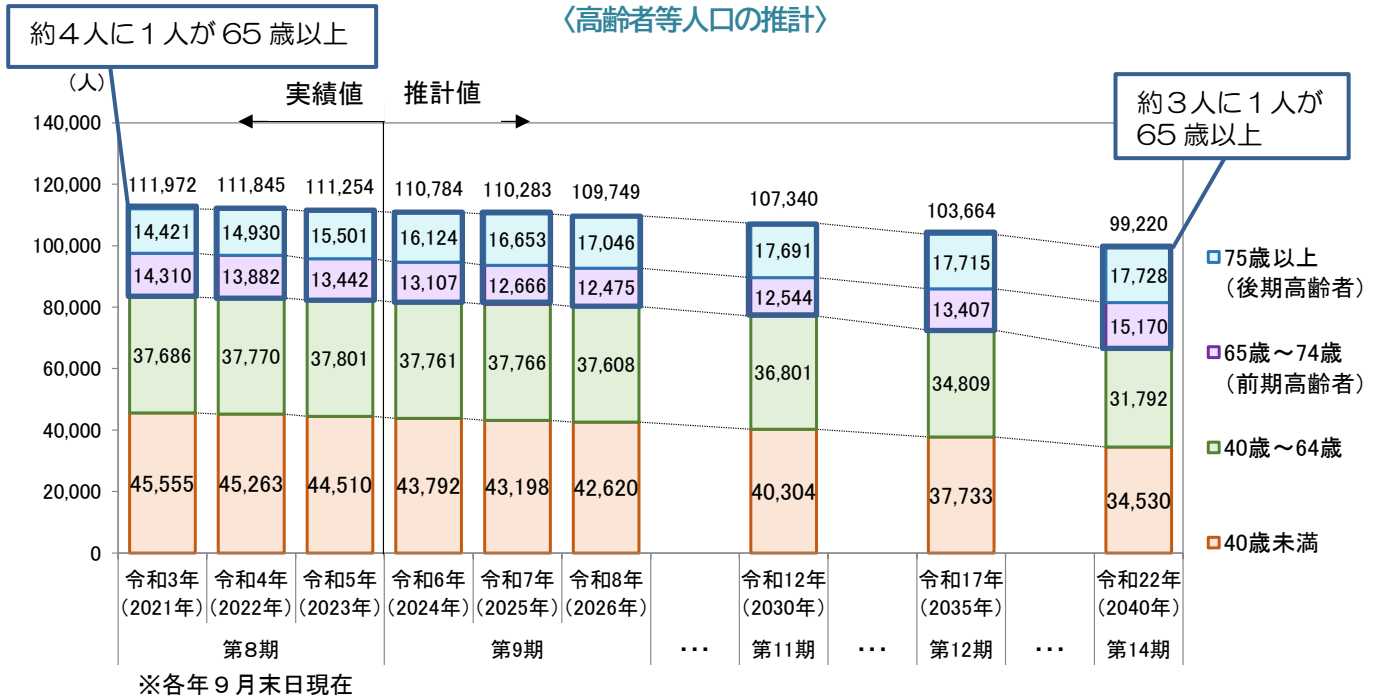
団塊の世代が75歳に▲

団塊ジュニア世代が65歳に▲

高齢者等の状況

高齢者等人口

本市の総人口は近年減少傾向で推移しており、今後も減少していくことが推計されています。一方、65歳以上の高齢者人口は増加し続ける見込みです。75歳以上人口は増加する予想ですが、65歳以上人口は令和8年(2026年)ごろまで減少し、その後増加に転じると推計されています。

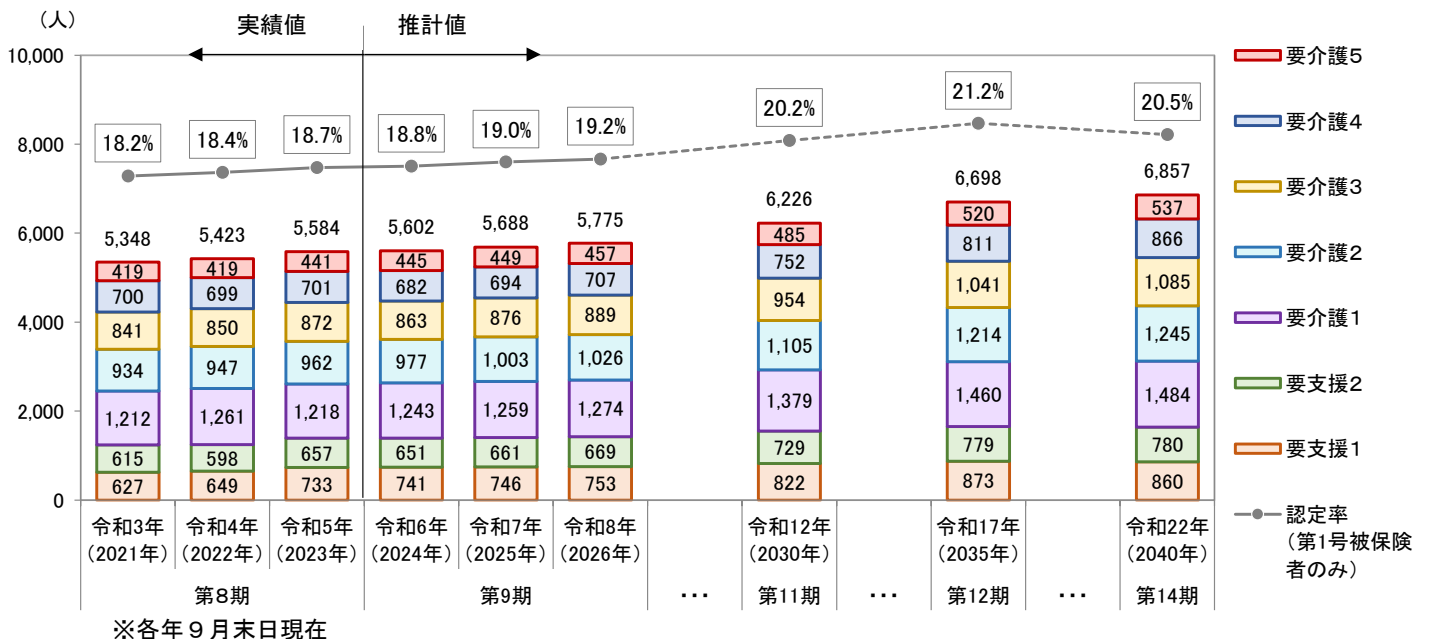


要介護等認定者数

要介護等認定者数の推移を見ると、令和3年(2021年)から令和8年(2026年)にかけて427人増加しています。

要介護等認定率については、令和3年(2021年)の18.2%から令和8年(2026年)には19.2%、令和22年(2040年)には20.5%まで上昇することが予想されます。

〈要介護等認定者数、認定率の推移〉



基本理念・基本目標・施策展開

基本理念 地域の支え合いの中で 高齢者が生きがいを持って暮らせるまちづくり

少子高齢化が進み長寿社会が続く中、高齢者が自ら健康づくり・介護予防に努め、地域社会で生きがいを持って活躍し、医療や介護が必要となっても、住み慣れた地域で人とのつながりを保ちながら、自分らしい生活を人生の最期まで続けられるよう、高齢者を含めた多様な主体が支え合う、地域包括ケアシステムを構築していきます。

5つの基本目標

- 1 介護予防・健康づくりの推進
- 2 地域での主体的な活動の発掘と支援
- 3 ニーズに対応できるサービス基盤の確保と提供
- 4 生きがいづくりと安心づくり
- 5 地域に寄り添う包括的な支援体制の整備

基本目標1 介護予防・健康づくりの推進

(1) 地域における健康づくりの推進

- 市民健康相談・健康教室の実施
- こころの健康づくりの推進

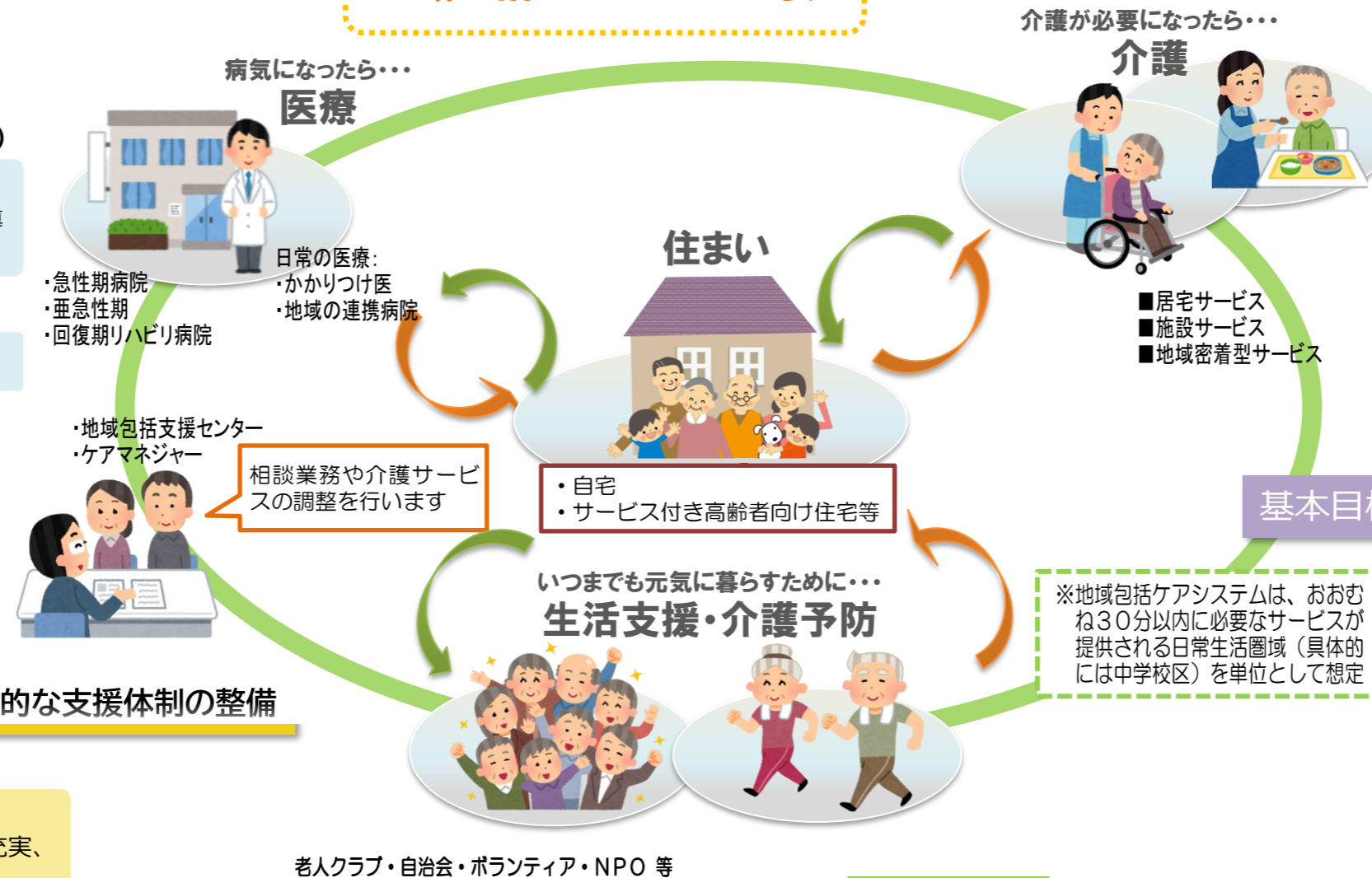
(2) 介護予防の普及と啓発（一般介護予防事業）

- 介護予防のための啓発・出前講座の開催
- 金亀(根気)体操の普及や介護予防運動指導員の養成

(3) 介護予防・生活支援サービスの推進

- 訪問型・通所型サービスの実施

地域包括ケアシステムの姿



基本目標3 ニーズに対応できるサービス基盤の確保と提供

(1) 人材とサービス基盤の確保

- 介護人材の確保への支援
- 地域密着型サービスの確保

(2) 虚弱高齢者および家族介護の支援

- 生活支援サービスの実施
- 介護家族の活動支援

(3) 介護給付の適正化の推進

- 要介護認定の適正化
- ケアマネジメントの適正化

基本目標5 地域に寄り添う包括的な支援体制の整備

(1) 地域包括支援センターの機能強化

- 地域包括支援センターの体制の充実
- 地域ケア会議を通じた高齢者への支援の充実、それを支える連携体制の整備

(2) 在宅医療福祉の推進

- 保健・医療・福祉の連携によるサービス提供体制の充実
- 在宅医療福祉や看取りに関する普及啓発

(3) 虐待防止や権利擁護等の充実

- 虐待防止に関する啓発
- 成年後見制度の周知と利用促進

(4) 認知症施策の推進

- 認知症サポーター養成講座の開催
- 行方不明者の捜索に係る関係機関等との連携

基本目標4 生きがいづくりと安心づくり

(1) 生きがいづくり

- 老人福祉センターの運営
- スポーツ機会の提供

(2) 生活環境の整備

- 高齢者にやさしい交通環境の確保
- 災害・感染症対策に係る体制整備

基本目標2 地域での主体的な活動の発掘と支援

(1) 支え合いの心を育む環境整備

- 民生委員などの活動支援
- 福祉を学ぶ機会の充実

(2) ボランティア活動等の社会参加の促進

- ボランティア活動の促進
- 福祉情報・NPO情報の提供

(3) 高齢者組織の支援

- 老人クラブ活動の支援

(4) 高齢者の就業支援

- シルバー人材センターへの支援

(5) 見守り合い、集いの場づくり

- 地域における助け合いの仕組みづくり

地域包括支援センターが安心な生活を支えます

地域包括支援センターは、介護・福祉・健康・医療など様々な面から、高齢者やその家族の安心を支えるため、市が設置する機関です。

介護に関する相談のほか、悩み、疑問、心配ごとなど、お気軽にご相談ください。

- ◆相談方法◆ 電話、窓口、職員訪問
- ◆利用料◆ 無料

地域包括支援センターには3職種が配置されています。



保健師(看護師)



社会福祉士



主任ケアマネジャー

彦根市地域包括支援センター担当圏域図

お住まいの地域によって、担当センターが決まります。

彦根市地域包括支援センターハピネス
彦根市馬場1-5-5
(彦根市北デイサービスセンター内)
TEL 27-6702 FAX 21-0302
担当学区 城西・城北

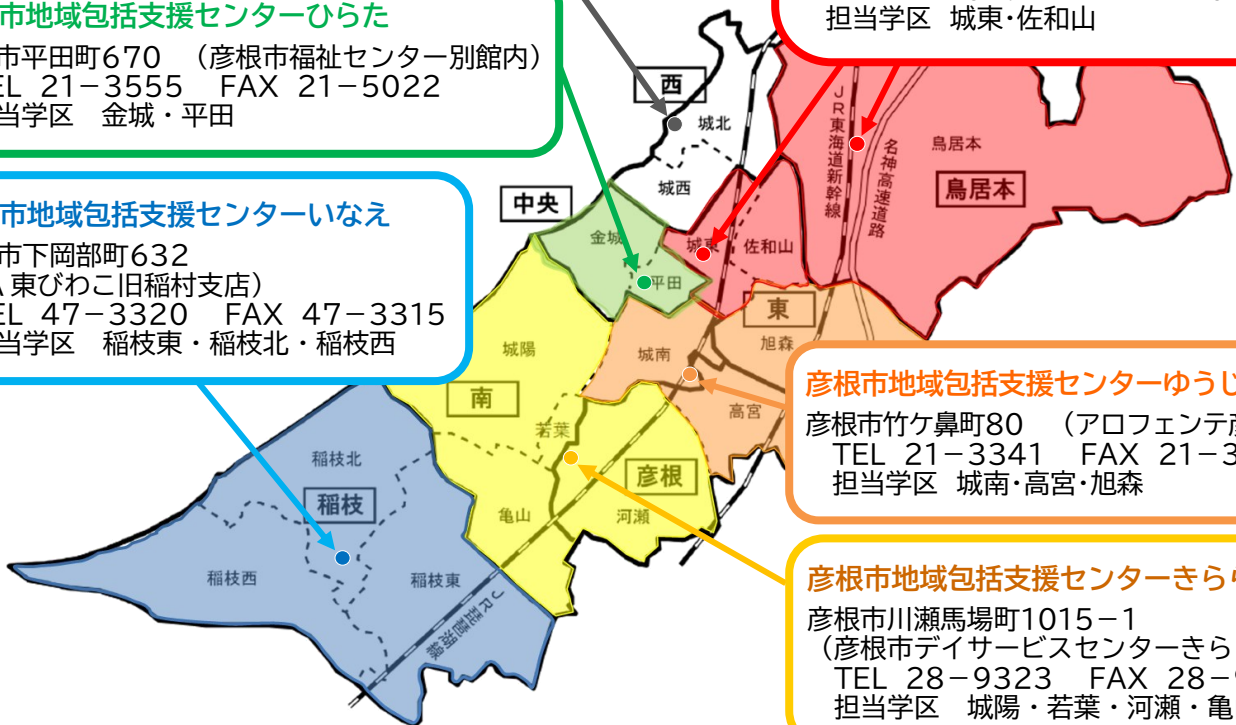
彦根市地域包括支援センターひらた
彦根市平田町670 (彦根市福祉センター別館内)
TEL 21-3555 FAX 21-5022
担当学区 金城・平田

彦根市地域包括支援センターいなえ
彦根市下岡部町632
(JA 東びわこ旧稲村支店)
TEL 47-3320 FAX 47-3315
担当学区 稲枝東・稲枝北・稲枝西

彦根市地域包括支援センターすばる
彦根市鳥居本町670
(デイサービスセンター鈴の音内)
TEL 21-5412 FAX 21-5464
担当学区 鳥居本
彦根市後三条町350-3
(鈴木ヘルスケアサービス棟内)
TEL 24-0494 FAX 24-0408
担当学区 城東・佐和山

彦根市地域包括支援センターゆうじん
彦根市竹ヶ鼻町80 (アロフェンテ彦根内)
TEL 21-3341 FAX 21-3301
担当学区 城南・高宮・旭森

彦根市地域包括支援センターきらら
彦根市川瀬馬場町1015-1
(彦根市デイサービスセンターきらら内)
TEL 28-9323 FAX 28-9322
担当学区 城陽・若葉・河瀬・亀山



〈二次元コード〉

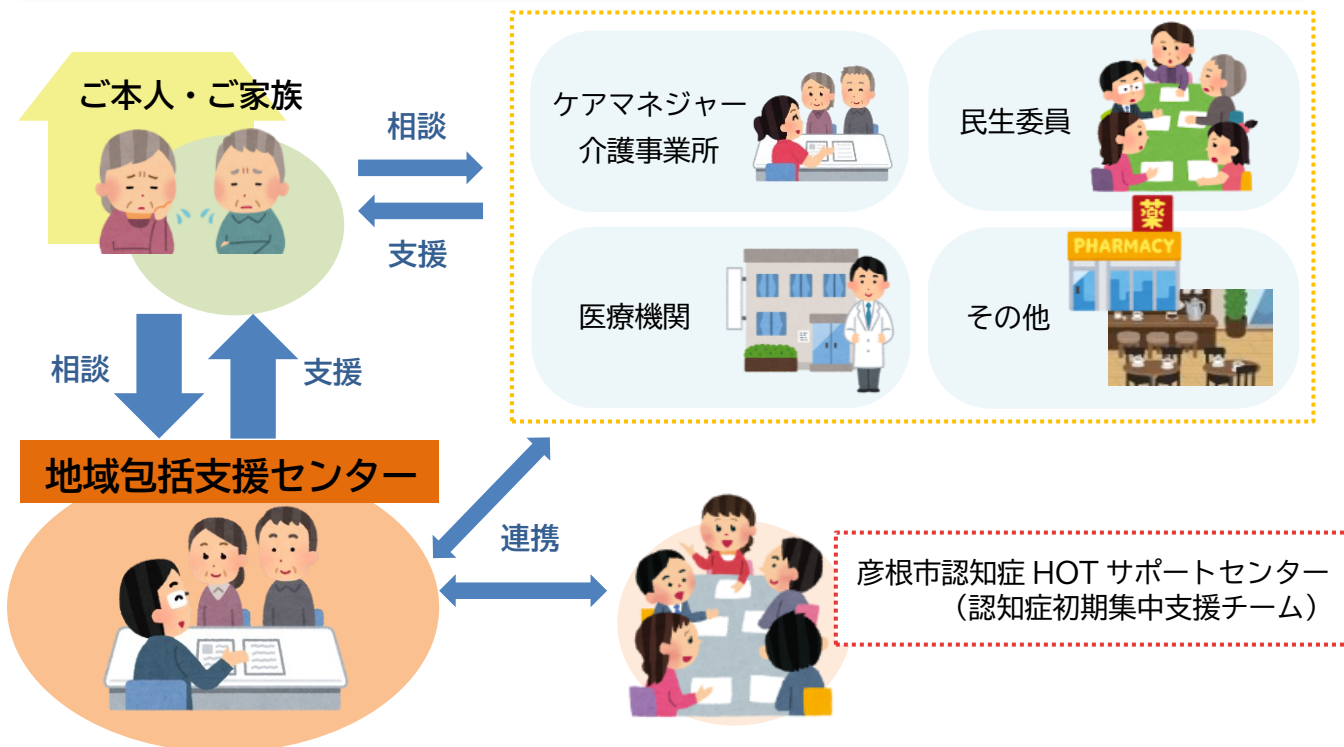
あわせて、ご覧ください

在宅医療福祉情報の森 <http://kusunoki-jyoho-mori-kotou-shiga.or.jp/>



住み慣れた場所で安心して暮らし続けることができるよう、湖東圏域（彦根市、愛荘町、豊郷町、甲良町、多賀町）の医療や介護、福祉などに関する情報を掲載しています。

認知症に関する相談支援の流れ



どこに相談したらいいのかな？と迷ったら…

前ページの「地域包括支援センター」または担当のケアマネジャーにご相談ください。
彦根市認知症 HOT サポートセンターと連携しながらご本人やご家族への相談支援を行います。

成年後見制度をご存じですか

成年後見制度利用促進基本計画

認知症や知的障害その他の精神上の障害などの理由により、判断能力が十分ではない人が、可能な限り自らの意思に基づき、財産の管理や医療・介護・福祉等サービスを利用できるように、地域で支え合うことが大切です。

こうしたことから、財産管理や日常生活での契約を行うときに、不利益を被ったり、悪徳商法の被害者とならないよう支援する仕組みとして、「成年後見制度」があります。

この計画に基づいて、成年後見制度の利用促進を図り、社会全体で支え合う体制を構築することを目指します。



中核機関

彦愛犬権利擁護サポートセンター

彦根市平田町 670 (彦根市福祉センター別館)
TEL 0749-22-2855 FAX 0749-22-2856

高齢者および障害者の権利擁護に関する相談や、専門的支援を行います。

第1号被保険者の介護保険料

第1号被保険者(65歳以上の人)の介護保険料は、介護保険サービスに係る費用等から算出した【基準額】を基に、所得に応じて13段階に設定します。

所得段階		保険料率	保険料年額	保険料月額
第1段階	生活保護受給者 住民税非課税世帯かつ老齢福祉年金受給者	0.285	20,862円	1,738円
	被保険者本人および同一世帯員すべての人が住民税非課税であり、合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円以下			
第2段階	被保険者本人および同一世帯員すべての人が住民税非課税であり、合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円超120万円以下	0.485	35,502円	2,958円
第3段階	被保険者本人および同一世帯員すべての人が住民税非課税であり、合計所得金額と課税年金収入額の合計が120万円超	0.685	50,142円	4,178円
第4段階	被保険者の世帯員に住民税が課税され、被保険者本人が住民税非課税であり、合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円以下	0.900	65,880円	5,490円
第5段階	被保険者の世帯員に住民税が課税され、被保険者本人が住民税非課税であり、合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円超	1.000	73,200円	6,100円 【基準額】
第6段階	被保険者本人に住民税が課税され、被保険者本人の合計所得金額が120万円未満	1.200	87,840円	7,320円
第7段階	被保険者本人に住民税が課税され、被保険者本人の合計所得金額が120万円以上210万円未満	1.300	95,160円	7,930円
第8段階	被保険者本人に住民税が課税され、被保険者本人の合計所得金額が210万円以上320万円未満	1.500	109,800円	9,150円
第9段階	被保険者本人に住民税が課税され、被保険者本人の合計所得金額が320万円以上400万円未満	1.550	113,460円	9,455円
第10段階	被保険者本人に住民税が課税され、被保険者本人の合計所得金額が400万円以上600万円未満	1.700	124,440円	10,370円
第11段階	被保険者本人に住民税が課税され、被保険者本人の合計所得金額が600万円以上800万円未満	1.900	139,080円	11,590円
第12段階	被保険者本人に住民税が課税され、被保険者本人の合計所得金額が800万円以上1,000万円未満	2.100	153,720円	12,810円
第13段階	被保険者本人に住民税が課税され、被保険者本人の合計所得金額が1,000万円以上	2.300	168,360円	14,030円

※各段階の保険料率、各段階を区分する合計所得金額については、次期計画において国の基準も参照し検討する。

第9期彦根市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画 概要版

発行年月：令和6年(2024年)3月

発行：彦根市福祉保健部高齢福祉推進課

〒522-0057 滋賀県彦根市八坂町1900番地4 くすのきセンター2階

TEL:0749-24-0828 FAX:0749-24-5870 E-Mail: kourei@ma.city.hikone.shiga.jp